

(別表2) 電子交付が基本の事務 (紙交付の場合は実費徴収) (R6.4.1 時点)

事務名	根拠法令等
特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定 (変更)	バリアフリー法第 17 条第 3 項 (18 条)
協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定	バリアフリー法第 22 条の 2 第 4 項
建築物の耐震改修の計画の認定 (変更)	耐震改修促進法第 17 条第 3 項 (第 18 条)
建築物の地震に対する安全性に係る認定	耐震改修促進法第 22 条第 2 項
区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定	耐震改修促進法第 25 条第 2 項
除却の必要性に係る認定	マンション建て替え円滑化法第 102 条第 2 項
土地開発事業の設計承認	茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱 第 9
土地開発事業の設計 (土採取計画) 変更承認	茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱 第 11
土地開発事業の完了検査	茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱 第 16 の 2
大規模行為 (変更) 届出 (※)	茨城県景観形成条例第 10 条第 1 項 (第 2 項)

※ 茨城県景観形成条例は都市計画課の所管だが、届出の審査は建築指導課で実施